

杉並区公式アニメキャラクター使用取扱要綱

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
杉並第 84622 号

改正 平成 21 年 7 月 1 日 杉並第 19448 号 平成 25 年 10 月 25 日 杉並第 36506 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、別表に掲げる杉並区公式アニメキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用申請)

第 2 条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ非販売の場合は使用承認申請書（第 1 号様式）に、販売の場合は使用承認申請書（第 2 号様式）に必要な書類を添えて、杉並区長（以下「区長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用承認申請を省略することができる。ただし、あらかじめ使用者に対し、使用の態様及び第 7 条に定める事項の遵守を確認するものとする。

- (1) 杉並区（以下「区」という。）及び区の行政機関が使用するとき。
- (2) 区が共催名義の使用を承認している事業で使用するとき。
- (3) 国、地方公共団体が使用するとき。
- (4) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- (6) その他区長が適当と認めるとき。

(承認)

第 3 条 区長は、前条第 1 項の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が区の施策に対する良好な効果や区内経済の活性化に寄与すると認めるとき、又は区の PR に寄与すると認めるときは、使用の承認（以下「使用承認」という。）をすることができる。この場合において、区長は必要があると認める場合には、キャラクターの使用法その他について、条件を付することができる。

2 区長は、前項の使用承認をする場合は、使用承認書（第 3 号様式）により通知する。

(承認の制限)

第 4 条 区長は、キャラクターの使用が次のいずれかに該当する場合は、使用承認しないものとする。

- (1) 区のキャラクターとして、そのイメージや品位を傷つけ、又はその恐れのあるとき。
- (2) 区の信用又は品位を傷つけ、又はその恐れのあるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 第三者の利益を害し、又はその恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (6) 不当な利益を上げるために利用される恐れのあるとき。
- (7) 適正な使用方法に従って使用しない恐れのあるとき。

(8) その他、承認することが不相当と認められるとき。

2 区長は、第2条第1項に定める使用申請において、その内容が前項各号のいずれかに該当するため使用を承認しない場合は、使用不承認通知書(第4号様式)により通知する。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料については、原則無料とする。

(地位の承継)

第6条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(使用の際の遵守事項)

第7条 使用者の遵守事項は次のとおりとする。

(1) 承認された内容により使用し、区長の付した条件に従うこと。

(2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、直接完成品の提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(3) 第3条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) 裏返し、規格外の展開又は一部使用等、応用使用をしないこと。

(5) キャラクターを使用するときは、別表に定める著作権表記を行うこと。

(6) キャラクターを販売目的のものに使用するときは、著作権表記以外に承認時に得た承認番号の表記を行うこと。

(7) その他別に定める使用ガイドラインに従って使用すること。

(使用状況等の報告)

第8条 区長は、使用者に対しキャラクターの使用状況等について報告させること、又は調査することができるものとする。

(承認内容の変更等)

第9条 キャラクターの使用の承認を受けた者が、承認された内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ使用承認内容変更申請書(第5号様式)を区長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 区長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、相当と認めるときは、これを承認し、使用変更承認書(第6号様式)により通知する。

(承認の取消し等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認(前条の変更の承認があったときは、変更後のもの。)を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取消の日からキャラクターを使用することはできないものとする。

(1) 使用者がこの要綱に違反していると認められるとき。

(2) 使用者が第3条の使用承認に付した条件に違反していると認められるとき。

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第4条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められるとき。

2 区長は、前項の使用承認の取り消しをする場合は、使用承認取消通知書(第7号様式)により通知す

る。

3 区長は、第1項の規定による使用承認の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクター等を使用する権利を付与するものでなく、又商品、使用者等について区の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 区は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 区は、キャラクターの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、区に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区に賠償するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

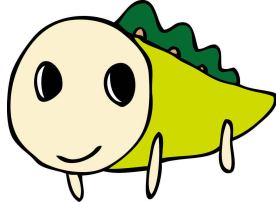

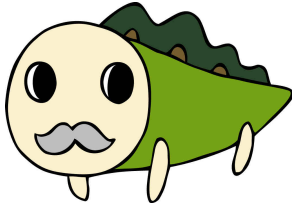
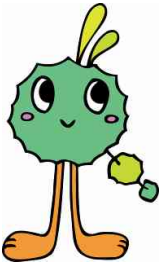

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

別表

1 杉並区公式アニメキャラクター

キャラクター名称	キャラクター
なみすけ	
ナミー	
なみきおじさん	
スピト	
タネタ	

2 著作権表記